（予算決算及び会計令臨時特例の一部改正）

第三条　予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「又は」を「、同項第十一号の三に規定する配電事業者又は」に改める。

（道路法施行令の一部改正）

第四条　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号ヘ中「を除く」を「及び同項第十五号の四に規定する特定卸供給事業者を除く」に改める。

（国税通則法施行令の一部改正）

第五条　国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第十号中「一般送配電事業者」を「一般送配電事業者等」に改める。

（近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令等の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「送電事業」の下に「、配電事業」を加える。

一　近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令（昭和四十年政令第百五十七号）第九条第八号

二　都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）第三条第二十八号

三　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（平成三十年政令第三百八号）第四条第十号

（登録免許税法施行令の一部改正）

第七条　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「から㈦まで」を「から㈨まで」に改める。

（都市計画法施行令の一部改正）

第八条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号及び第二十一条第十四号中「小売電気事業」の下に「及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業」を加える。

第二十三条第三号中「及び」の下に「同項第十一号の三に規定する配電事業者並びに」を加える。

（都市再開発法施行令の一部改正）

第九条　都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の十七第二号中「及び」の下に「同項第十一号の三に規定する配電事業者並びに」を加える。

（電源開発促進税法施行令の一部改正）

第十条　電源開発促進税法施行令（昭和四十九年政令第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「一般送配電事業」を「一般送配電事業者」に、「一般送配電事業者等」を「一般送配電事業者」に、「一般送配電事業、一般送配電事業者」を「一般送配電事業者等」に改める。

第二条並びに第四条の見出し及び同条第一項中「一般送配電事業者」を「一般送配電事業者等」に改める。

第五条の見出し及び同条第一項第二号中「一般送配電事業」を「一般送配電事業等」に改め、同条第三項第二号中「一般送配電事業者」を「一般送配電事業者等」に改める。

第六条中「一般送配電事業者」を「一般送配電事業者等」に改める。

（対内直接投資等に関する政令の一部改正）

第十一条　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十三項第四号中「及び同項第十号」を「、同項第十号」に改め、「送電事業」の下に「及び同項第十一号の二に規定する配電事業」を加える。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）の一部を次のように改正する。

第三条第十一号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第二条第三項」を「第二条第二項」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条第七項第八号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「第二十八条第一項に規定する」を「第二条の二第二項又は第十五条の二第一項の規定による」に改める。

第二章　経過措置

第十四条　強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）附則第七条第一項の権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた計画は、改正法の施行の時において現に改正法第三条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下この条において「旧法」という。）第五十五条第一項の指定を受けた費用負担調整機関が有する権利及び義務について、次に掲げる事項を基準として定めるものとする。

一　旧法第五十五条第二項に規定する業務に係る一切の権利及び義務は、改正法第二条の規定による改正後の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十八条の四に規定する広域的運営推進機関（次号において「推進機関」という。）が承継するものとすること。

二　旧法第五十五条第二項に規定する業務に係る権利及び義務の推進機関への円滑な承継に支障を生じさせないよう配慮されたものであること。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（ガス事業法施行令及び熱供給事業法施行令の一部改正）

2　次に掲げる政令の規定中「第七条から第十六条まで」を「第二十六条から第三十五条まで」に、「第七条第一項」を「第二十六条第一項」に、「第七条第二項」を「第二十六条第二項」に、「第九条」を「第二十八条」に、「第十条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第十一条」を「第三十条」に、「第十二条第二項」を「第三十一条第二項」に改める。

一　ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）第九条

二　熱供給事業法施行令（昭和四十七年政令第四百二十号）第五条

（特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正）

3　特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第九号中「第十七条第一項第七号」を「第三十六条第一項第七号」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　萩生田光一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫